



ソーシャルワーク倫理におけるオルタナティブ：
2大規範から文脈、関係、他者に基礎づけられた倫理
へ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-01-18 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 児島, 亜紀子 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00003109

ソーシャルワーク倫理におけるオルタナティブ

—— 2大規範から文脈、関係、他者に基礎づけられた倫理へ ——

児 島 亜紀子

大阪府立大学人間社会学部

要 旨

本稿は、英国における近年のソーシャルワーク倫理研究の動向を、義務論と功利主義への批判という観点から考察したものである。従前よりソーシャルワーク倫理の基盤をなしてきた義務論と功利主義は、1990年代以降、その形式性を批判されるようになり、それらに代わりうる新たな倫理アプローチが模索されるようになった。義務論と功利主義が公平性と普遍化可能性を重視するのに対し、提示された新たなアプローチは、文脈、関係性、個別性、具体性、ケア等を重視するという特徴をもつ。本稿では、これらのアプローチのなかでも、特に近年のソーシャルワーク倫理に影響を与えた「徳の倫理」と「ケアの倫理」に焦点づけ、これらの主張およびソーシャルワーク倫理との関係、その理論的課題を検討するものとする。

キーワード：ソーシャルワーク、倫理、徳、ケア、他者

1. 問題の所在

ソーシャルワーク実践がクライアントの生に対する何らかの介入である以上、ワーカーは自らの行為によってクライアントに最善の利益がもたらされるように心を砕く。ソーシャルワークにとってこれまでも、そしてこれからも重要な課題であり続けることは、ソーシャルワーク実践において正しい行為とは何であり、間違っただ行為とは何であるかということである。ソーシャルワーカーは、どのような行為が正しく、あるいは間違っているかをいかにして知るのであろうか？ この問い自体、すぐれて倫理的な問いである。いうまでもなく、このような問いに日々直面するソーシャルワーカーのために、ソーシャルワーカーの倫理綱領が定められ、そこにはワーカーの遵守すべき基本精神が明記されている。とはいえ、倫理綱領を参照したのみでは、行為の正邪をめぐる数々のジレンマを解決することはできない。ソーシャルワーカーの倫理的ジレンマに関するあまたのテキストが物語っているように、ソーシャルワーク実践は、しばしば原理的な倫理的諸問題に向き合うことになる。

ソーシャルワーク倫理研究の分野で争点となっている問題を点検していくと、現在のワーカーがおかれている状況が理解できる。自明と見なされてきた伝統的な倫理基盤はあまりにも形式的すぎて、もはや現在のソーシャルワークをめぐる状況には対応できなくなっているという声も聞かれる。本稿は、英国のソーシャルワーク倫理研究における最近の理論動向を考察することを通して、ソーシャルワーク倫理の基礎となる学説が現在どのような文脈で問い返されることになったのか、また新たにどのような倫理アプローチが提示され、ソーシャルワーク倫理に適用されようとしているのか、新たなアプローチの理論的課題とはどのようなものかを検討す

るものである。そのためにまずもって、かねてよりソーシャルワーク倫理の基礎とされてきた2大規範、すなわち義務論と功利主義に目を向け、この2つの倫理学説に向けられた近年の批判を検討する。ついで、新たな倫理アプローチとして提示されたもののうち、ソーシャルワーク倫理に影響を与えた2つの立場、「徳の倫理」と「ケアの倫理」を取り上げ、この2つの主張の骨子やその特徴、ソーシャルワーク倫理との関係を考察するとともに、これら2つの倫理アプローチの理論的課題を抽出し検討を加えることとする。かかる作業はソーシャルワーク倫理を原理論的に吟味するための予備的考察という性格を持つものである。

2. 義務論と功利主義

従来、ソーシャルワーク倫理がその基盤とし、参照枠としてきたものは義務論と功利主義という2つの伝統的な倫理学説であった。しかしながら、近年この2つの規範に依拠してソーシャルワーク倫理を考えることの限界が指摘されている。たしかに、義務論と功利主義という2大倫理学説は、ソーシャルワークがこんにち直面しているようなさまざまな倫理的諸問題に対し、高い関心を払ってきたとはいいがたい。グローバル化し、複雑化した社会状況のもとで、価値の多元化やクライアントの文化的多様性に向き合いながらソーシャルワークを展開するにあたり、もはやカント主義や功利主義倫理のみに依拠したのでは十分な問題解決が得られないという批判が、1990年代以降さかんに提起されるようになり、この2つの倫理学説にとって代わる、あるいはこれらを補完する新たな倫理アプローチがソーシャルワークにおいて模索されている状況にある。以下の節では、まずもってこの2つの倫理学説が近年どのように批判されてきたのかを概観していく。

義務論と功利主義は、ソーシャルワーカーのみならず、さまざまな援助専門職が自らの行為の正しさを判断する際に参照してきた倫理学説である。この2つは、いずれも「公平」と「普遍化可能性」を重視しており、わけでもカントの義務論はソーシャルワークの援助理念に大きな影響力を有してきた。義務論とは、極端に単純化していえば、ある行為が正しいかどうかは、当該行為が義務や規則に従っているかどうかで決まるとする考え方である。カントは、義務の形式的原理を「汝の行為の格率が普遍的法則となりうるよう行為せよ」という定言命法で示した。また、カントが「道徳の最高原理としての意志の自律」を主張し、自律に自由の本質を見いだしたことはよく知られている。カントは普遍的で理性的な自由意志を人格概念の枢軸に据え、自由意志を持つ存在者である「人格」が、物件とは異なるものであること、それゆえにこれを手段として用いることはできず、「尊厳」を有することを強調した。このことはカントの第2の定言命法「理性的存在者はすべて、そのおのおのが自己自身と他のすべての者とを決して単に手段としてのみ扱わず、つねに目的それ自体として扱うべし」という言葉に表されている。

ソーシャルワークが重視してきたもう一方の倫理学説である功利主義は、しばしばベンサム「最大多数の最大幸福」という言葉によって象徴されてきた。功利主義は、義務論の最大のライバルとも言える倫理学説であり、何らかの観念（理念）に基づいて倫理を考えることを排しつつ、「快樂」（幸福）という経験的実質に即して、なるべく多くの快樂（幸福）がなるべく多くの人びとに結果されることをもって当該行為の正しさを判定しようとする（安彦 1999: 81-82）。義務論が行為の正しさを義務にかなうものであるかどうかで判断するのに比し、功利主義は行為によってもたらされた結果によって行為の正しさを判断する。そのように、2つの倫理学説は一見したところ際だった対比を見せるが、両者ともに「正義にかなう行為とはどのような行為であるか」に関心を寄せるという点では共通しているのである。

3. 2大規範の限界

もとより、上記2つの倫理的アプローチには、従来から次のような難点があることが指摘されてきた。ソー

ソーシャルワーク倫理の基礎をなす倫理学説の整理を試みるベケットとメイナード（2005）によれば、カント主義者の唱える義務論的アプローチには、次のような難点があるとされる（Becket and Maynard 2005:37）。

〔なすべき行為が決定されている〕義務論においても便益や危害を計算しないですますことはできない。というのは、義務や権利についてわれわれが同意していたとしても、現実世界では1人に対する義務がもう1人の義務と競合することがしばしばあり、ひとりの人間のなかでも義務が競合することがあるからだ。（中略）単純に、したいと思うことやしなければならないことすべてを物理的に行うことはできない。このような場合は、費用と便益を計算するよりほかに、物事をすすめる手段を見つけるのは難しい。このようなジレンマはソーシャルワーク実践のなかでは日々起こることである。（中略）「人間に対する尊厳」の基礎となっている「人間は理性を持っている」という考えにも困難がある。すべての人間が合理的思考を行えるとは限らないからだ。あなたがケアをしている誰かが、たとえば脳の障害のために認知症になって理性的な思考能力を失った場合、そのひとが本来の価値を失わないためにそれ以上のケアを望まなくなったらあなたは幸せだろうか？（中略）苦悩する力や愛情の力がなぜ合理的な思考と同じように尊重されないのだろうか。

これ以外にも、カントの道徳法則の形式性については、さまざまな批判が向けられてきた。嶺秀樹は、カントの道徳法則が社会の具体的状況の中でいかに行為すべきかをわれわれに一切告げないこと、および定言命法の中に論理的な矛盾があることを指摘している¹（嶺 1999:64）。

ベケットとメイナードは、功利主義的アプローチにも以下のような疑問を投げかけている（Becket and Maynard 2005:41）。すなわち、功利主義によれば、暗黙のうちであれ、つねに社会全体の善の総和を計算しなければならない。功利主義とはどのような行為が正しいのかを判断するときに、すべてのひとの便益とコストを計る理論でもある。しかしながら、便益とコストに対する重みづけは人それぞれであろう。異なる人びとの異なる便益やコストを、功利主義的アプローチはどのように計測するのだろうか？ また、緊急なニーズをもつ少数の人びとに応えることについて、功利主義はどのように判断するのであるだろうか？

ここまですべてを整理しよう。これまでソーシャルワーク倫理に多大な影響を及ぼしてきた2つの倫理学説は、その様態において非常に異なっているように見えるが、一方で以下に述べるような重要な共通項を有している。すなわち、いずれも普遍的な「人間の本性」なるものがあることを前提に据えており、すべての人間に適用可能な概念から演繹的に行為の正しさを導出するという点において共通していること。また、義務論も功利主義も、ヨーロッパの啓蒙思想およびそれと密接に関連した近代科学の精神を映し出すものであったということである。義務論と功利主義に向けられた近年の批判のポイントは、この2つの倫理学説が、さまざまなニーズと価値観をもつ人間のありようを、はたしてどこまでの確に捉えきれるのかということであった。ハグマン(2005)は、そのあたりのことを以下のように述べている。

援助専門職が成長し、こんにちあるような姿になってからというもの、専門職倫理をめぐる議論は、長いこと義務論と功利主義との間の綱引き状態を現してきた。そのような事態は、保健、医療、看護、心理学、ソーシャルワーク、教育などの領域で見られる。しかし、西洋の社会と文化における幅広い変化は援助専門職に衝撃を与えることになり、義務論と功利主義の二極論に対する疑問をもたらすことになった。それは倫理に関する旧来の考え方の再検討を可能にした。（中略）人びとのニーズに直面する専門職にとって、感情や関係性をとびこえて理性を強調するという考え方では、人間というものを的確に捉えることが

できず、それゆえに義務論と功利主義を十分なものと見なすことができなくなったのである（Hugman 2005b:7）。

啓蒙的な近代哲学・倫理学がこれまで強調してきた「正義」「公平」「普遍性」「理性」「個人」「人間の本性」といった概念が、次々と疑問に付されるようになる背景には、それらの概念が台頭することによって結果的に閑却されたもの——「ケア」「状況」「感情」「関係性」等——の復権が目指されたという状況があった。以下の節では、ソーシャルワークのおかれた状況を「ポストモダン」との関連において捉え、ついで新たな倫理の問い直しがどのようになされていったかを見ていくこととしたい。

4. 批判の背景

義務論と功利主義という2大規範をソーシャルワーク倫理の基盤に据えておくことに対する疑念が提起された背景には、ソーシャルワークがおかれたいわゆる「ポストモダン状況」があった。ソーシャルワーク倫理の再検討が本格的に始まった1990年代は、「ポストモダン状況下におけるソーシャルワーク」を主題とした論考が英米のジャーナルに次々と発表されるようになっていたのである。この時期、ソーシャルワーク理論において、しばしばリオタールやフーコー、デリダらが引用され、世界のすべてを説明し尽くす理論（メタ・ナラティヴ）の失墜が強調された。かかる文脈において、すべての人に適用可能な「人間の本性」があるという考え方や、普遍的な人権概念、人間のニードは普遍的であるといった考え方などが批判されることになる。

1990年代半ばにポストモダンとソーシャルワークに関する論考を発表したハウ（1994）は、「ポストモダンの言説で最も普及したことは、いついかなる状況下にあっても妥当するような真理や判断や経験の普遍的基準は存在しないということだ」（Howe 1994:520）と述べた。こうした考え方は、20世紀後半からポスト構造主義によって人文・社会科学領域に持ち込まれた、真理への接近方法、客観性への疑義、解釈の問題などをめぐる認識論的な批判に連なるものである。近代的な認識論に対する批判には以下のようなものがある。①真理／真実／事実が普遍的あるいは客観的な基準を持っているという考えに対する懐疑、②言語論的転回に基づく「事実は（言語によって）社会的に構築されたものである」という認識③数量化による「確実性」に対する批判がその代表的なものであるといえよう。ポストモダン状況下では、世界は多様な意味が充溢した書物にたとえられ、その都度「読まれ」、解釈される複数の真理／真実があるのだと考えられるようになった。ソーシャルワーク理論がポストモダン状況下でのソーシャルワークの課題を模索していた時期、ソーシャルワーク倫理も伝統的倫理アプローチへの懐疑を募らせつつあった。この点につき、英米系の人文社会科学諸領域においてなされた近代的な認識批判と平行して、1990年代以降、英国のワーカーたちにソーシャルワーク倫理の再考を促すような政策の変化があったことを指摘しておくべきだろう。1990年に制定されたコミュニティ・ケア法以来、ケアは公的領域による評価や管理の対象となる。このことにより、従来ソーシャルワークが内包していた「愛と利他主義」に結びついたケアは、大幅な解釈の変更を迫られつつあった。こうした政治状況も、英国におけるソーシャルワーク倫理の捉え返しの契機となったものと考えられる。

いずれにしても、普遍性や真理、客観性といった概念を疑い、言語論的転回の影響のもとで言葉に高い関心を寄せつつ、具体性や個別性、関係性や文脈に注目するといった具合に、この時期、ソーシャルワーク理論とソーシャルワーク倫理の関心事には多くの共通点があった。倫理の新しいアプローチを模索する試みは、ソーシャルワーク倫理の基盤のひとつである道徳哲学領域において、すでにかかなりの進展を見せていた。ヌスバウム（1992）は、次のように述べている。

英米系の道徳哲学は、普遍性という啓蒙主義的な理念に基礎づけられた倫理から、伝統と個別性に基礎づけられた倫理へと転換しつつある。すなわち、体系的で理論的な正当化を精密に行うことへの献身から、理論を疑い、ローカルな知を尊重することへ、孤立した個人に基礎づけられた倫理から、親密さとケアに基礎づけられた倫理へ、歴史に関心を寄せない超然とした倫理から、具体性と歴史性に根ざした倫理への転換である（Nussbaum 1992 但しここではHekman 1995:37-38に依拠。）。

まさしく、ヌスバウムが上記の文中で総括したような状況が、ソーシャルワーク倫理の領域においても起こりつつあったということになる。

5. 新たな倫理アプローチの提示

ここまで、1990年代の人文社会科学領域における認識論の変化と英国の政治状況とが、ソーシャルワーク倫理の再考という事態を促したことについて概観してきた。続く節では、「再考」されたソーシャルワーク倫理とはどのようなものであったのか、およびそこに内在する課題や問題点について検討していくことにする。

バンクス（2004）は、これまでの倫理学説および倫理に関する理論的アプローチを整理し、義務論や功利主義を含む「公平で超越的なアプローチ」と、前者に対するオルタナティブともいうべき性格を持つ「部分と状況を重視したアプローチ」とに大別した（Banks 2004:78-94）。「部分と状況を重視したアプローチ」に含まれる4つの倫理、バンクスによって「行為者に焦点づけた倫理」「共同体に基礎づけられた倫理」「関係に基礎づけられた倫理」「『他者』概念に基礎づけられた倫理」と規定されたそれぞれの内容を点検すると、そこには重要な2つの立場があることに気づく。

1つ目は、実践の場で起こることや、行為者のおかれた状況や文脈を重要視する立場である。この立場は、行為それ自体に道徳的価値を見いだすのではなく、行為者が行為を通して表出する卓越性に重きをおく。このタイプの倫理アプローチとして代表的なものは、アリストテレスが提唱した「徳の倫理」である。この系譜に連なるものとして、アリストテレス倫理を再構成したマッキンタイアのアプローチが知られている。

2つ目は、やはり文脈や「関係性」に焦点づけ、倫理の基盤としてのケアを重要視する立場である。このアプローチは、主としてフェミニストによって強調されてきた。代表的なものとしては、正義のアプローチに対するケアのアプローチの有効性を主張したギリガン、教育学の領域でケアの倫理を論じたノディングスを挙げることができる。

以下では、義務論と功利主義という伝統的な立場に対するオルタナティブとして提示された新しい倫理アプローチである上記2つの立場の特徴、伝統的立場に対する批判の眼目等を概観したうえで、これに批判的検討を加えることとする。

6. 「徳の倫理」

バンクスが「行為者に焦点づけた倫理」と呼ぶものの枢軸をなすアプローチが「徳の倫理」である。徳の倫理は、道徳的判断をし、あるいは行為する人間の特質を、行為それ自体と対立するものとして強調する（Banks 2004:85）。「徳の倫理」にはさまざまなバリエーションがあるが、それらのものには共通する2つの特徴があるといわれている。すなわち、①人間の性質や動機といった内的な要因と道徳が関連することを明確に述べている点、②倫理を打ち立てる基盤として卓越性概念を用いる点である（Banks 2004:85）。アリストテレスの「徳の倫理」に着目し、これを再編し発展させたことで知られるマッキンタイア（1984）は、「徳」を以下のように定義づけている。

徳とは、獲得された人間の性質であり、その所有と行使によって、私たちは実践に内的な諸善を達成できるようにする。またその欠如によって、私たちはそうした諸善の達成から効果的に妨げられるのである（MacIntyre 1984=1993:234）。

ここでマッキンタイアがいう実践とは、「首尾一貫した複雑な形態の、社会的に確立された協力的な人間活動」である（MacIntyre 1984=1993:230）。また、マッキンタイアによれば、実践に必要な構成要素として、正義、勇気、正直といった諸徳を受け入れることが必要であり、（1993:235）実践には善の達成だけでなく、「卓越性の基準と規則への服従」が含まれるものとされる（1993:233）。われわれは、卓越性を体現する先人を模倣し、修練してより高い水準をめざす必要があるのであり、まだ不十分だという指摘に耳を傾け、その指摘に応えねばならない（田村 2001:33）。マッキンタイアは、このような徳が形成される基盤こそが共同体であると考えた。

実践を重視し、徳の獲得と卓越性、人間の陶冶を強調するマッキンタイアの「徳の倫理」は、ソーシャルワークに馴染むものとして肯定的に受け止められ、この考え方をもとにソーシャルワークの固有性を説明しようとする論考も現れた。その背景には、従来の2大規範のもつ形式性への批判があった。マクベスとウェップ（2002）は、「カント主義者と功利主義者の倫理は、それぞれ、正しさの要請を機械的に当てはめたり、義務に固執したり、予期される結果を比較することに頼っている」（McBeath and Webb 2002:1018）とし、徳に基づく倫理を「多元的な社会の諸領域において、われわれの経験や反省、理解や判断を通じて『善き生を生きる』やりかたを陶冶するもの」とであると評価した。ここで注目すべきは、徳の倫理がソーシャルワーク実践をめぐる特異な倫理的状況に合致したものとみなされた点である。マクベスとウェップは「ソーシャルワークの価値は、ワーカーの意志と行為と世界の特異な結びつきから単独で見いだされることは滅多にない。むしろ、人びとがなしたことや、その場の雰囲気など、あるいは単に天候の状態といったその時々状況の相互作用によって決められることが多い。」（McBeath and Webb 2002:1025）と述べ、徳の倫理が現実主義的な前提をもつことは、ワーカーにとって幸運なことだと主張した彼らの主張によれば、この世界のすべてに道徳法則が当てはまるわけではない。道徳法則が適用できるのは、行為者の自発的意志によってコントロールが可能な領域だけである。しかし実際の世界は、行為者の意のままにならない領域もある。その両方が分かちがたく結びついて、行為者の住まう世界を構成している。このような（そして徳の倫理の主唱者が認めるような）現実的な観点からは、「道徳法則あり」と「道徳法則なし」との区別はもはや不要なものである（McBeath and Webb 2002:1027）。ここから導き出されるのは、「道徳法則あり」と「なし」の区分が無効化した社会にあって、そこでなされる道徳的判断はもはやつねに一定の形式のもとで行うことはできないということである。

「道徳法則あり」と「なし」が渾然一体化したこの世界において、ソーシャルワーカーは、変化する状況に応じて問題を適切に認知し、具体的な文脈に照らして柔軟に対応していくことが求められる。その一方でいかに状況が変化しようとも、業務の道徳的な質を落とすことは許されない。である以上、ソーシャルワークにおける徳の倫理は、認知、判断、柔軟性を強調するものとなる。マクベスとウェップは「ソーシャルワーカーは、単に誰かがそのように言うからという理由だけでなく、意識的に関与し、慎重にソーシャルワーク固有の目的に到達するよう、努力すべきである。（中略）徳の倫理という考え方は、ソーシャルワークにきわめてよく適合し、ソーシャルワークを行う者たちにとってもっともよい実践をもたらす」（McBeath and Webb 2002:1027）と述べている。このように、マクベスとウェップが徳の倫理の受容に非常に積極的なのも、このアプローチが現実的かつ目的論的であること、すなわち目的にかなうように行うことの重要性を主張している点、また行為そのものではなく行為者の徳を強調する点が、ソーシャルワークに適合していると思なされたからであった。

これに対し、ソーシャルワーク理論の研究者サイドから、伝統性と歴史性を重んじる徳の倫理は、因習的なものが影を潜めたこんにちの社会においてはたして有効性を持ちうるかという疑問が提示された（Houston 2003:821）。しかし、より根本的な問題と思われるのは、このアプローチをソーシャルワーク倫理として採用した場合、「善き生」を生きるために陶冶されるのはもっぱらワーカーであるという点である。マッキンタイアによれば、人間とは共同体の物語を生きる者でもある。人間は歴史や文化、社会にあらかじめ巻き込まれている。そうした人間が、歴史と伝統を共有する共同体の中で徳を獲得し、善き生を生きることを目指すというのがマッキンタイアのいう徳の倫理の眼目である。これをソーシャルワーク論に導入した場合、徳を形成し卓越性を身につけ、善き生を生きるべく要請されているのはソーシャルワーカーであることはすでに見てきた。では、この考え方からは、クライアントが善き生を生きることはどのように捉えられるのであろうか。ワーカーもクライアントもともに、マッキンタイアのいう「歴史と伝統を共有する共同体」の一員だと考えるべきなのだろうか²。ワーカーが善を追求することは、帰属する共同体にとっても善いことであり、結果的にワーカーの善は共同体の善に（そして共同体のメンバーであるクライアントの善に）つながるといことになるのだろうか。それとも、クライアントは実践の参加者であると捉えるべきだろうか。マッキンタイアは、実践の参加者相互の関係は誠実や信頼、勇気や正義といった諸徳（諸善でもあり、卓越性でもあるもの）によって定義づけられると述べている（MacIntyre 1984=1993:236）。これは、「現実的には」何を意味するのだろうか。参加者であるクライアントは実践の中でワーカーと同様に善き生を追求し、卓越性を身につけるよう期待されるということか。そうではあるまい。ワーカーがクライアントに諸徳を獲得することを何らかの形で求めるならば、ワーカーのもつクライアント観が問い直され、ワーカーの権力や、パターナリズムといったおなじみの批判に晒されてしまう危険が大きい。「（ソーシャルワークの）知や技術を発展させることそれ自体が目的なのではなく、サービス利用者の善を推進することが目的なのである」（Hugman 2005b:54）という主張の中にあるような「クライアントの善」と、「ワーカーの善」との関係をどう関連づけて論じるか、「徳の倫理」を提示するソーシャルワーク論者たちはその点をまだ十分に説得的に説明しえていないと思われるのである。

7. 「ケアの倫理」

以下の節では、伝統的倫理学説に対抗するもう一つの重要なアプローチとして提示されてきた「ケアの倫理」を取り上げる。このところ援助専門職者たちは、専門職倫理を考えるにあたって、感情や思いやり（compassion）、徳といった事柄に関心をよせる傾向がある。これまで倫理を導くものは理性であると考えられ、感情はこれと対置されるものであって、信頼たりうる倫理基盤としては到底認められないというのが伝統的な見解であった。しかしながら近年、感情に巻き込まれてあるところの人生の各局面を扱う援助専門職が、感情という要素を軽視するわけにはいかないという考え方が広まり、感情を道徳的判断の源泉として捉えようとする動きが高まってきた。前節で述べた「徳の倫理」や共同体主義者による倫理は、人びとの態度や動機、他者との関係の中で構成される「状況の中におかれた」自己に関心をもち、より傷つきやすく依存的な他者との関係や、そのような状況下にふさわしい援助者の特質や態度、実践——ケア、思いやり、信頼、共感といったものに焦点づける人びとも現れた（Banks 2004:90）。後者の立場は、これまで一部のフェミニストたちによって推進されてきた。フェミニストたちによる倫理アプローチのうち、こんにちまでもっとも影響力を持ちつづけてきたものがいわゆる「ケアの倫理」である³。ケアの倫理の提唱者として知られるギリガン（1982）は、『もうひとつの声』と題された著書において、女性たちが倫理的な選択をする際の傾向を示した。また、同様に「ケアの倫理」を深めることに貢献したノディングス（1984）は、倫理的な基盤としてのケア関係について、哲学的な考察を行っている。これらの論者たちの主張は、次のように特徴づけることができるだろう。すなわ

ち、ケアのアプローチとは、普遍的な倫理の原理や公平な推論よりも、個別な関係におけるケアや責任を基礎とする考え方であると（Kuhse 1997:117）。この考え方によれば、従来の伝統的な倫理学説は、公平で普遍的な推論を組み立て、複雑な現実の状況から文脈を取り除いてこれを抽象化することによって、結果的に人びとの具体的で多様な生の現実を無視するものとして捉えられる。ケアの倫理においては、従来の倫理学説が重要視してきた「何が正しいのか」という問いよりも、「いかに応答すべきか」という問いが前景化する。そして行為の正しさはいかに「他者のニーズを認識し、ほんものの応答をする」（Noddings 1984:53）かにかかってくることとなる。

ケアの倫理は、女性の従事者が多い看護領域において大きな注目を集め、道徳的判断にあたって重要なのは「ケア」のアプローチか、それとも従来の公平と普遍性を旨とする「正義」のアプローチかという問題をめぐって、ここ20年ほどの間に活発な議論が展開された。しかし、看護領域同様に女性の従事者が多いソーシャルワーク領域で「正義」のアプローチか「ケア」のアプローチかという議論がさかんだったかといえば必ずしもそうではなく⁴、争点はむしろこの2つの倫理の関係をどう捉えるべきかという点におかれた。それはどのような理由によるのだろうか。オーム（2002）も指摘するように、ソーシャルワークにおける至高の倫理原則は、「人間の尊重」というカント主義者の概念である。同様に「社会正義」も、ソーシャルワークにとって疑問を呈する余地のない教義でありつづけてきた。かかる「人間の尊重」という概念と「社会正義」概念はともに結びついてロールズの「公正としての正義」という原理に結晶するが、これもソーシャルワークにとっては魅力的な考え方として捉えられた（Orme 2002:801）。また、バンクスは、1対1の関係に焦点化するケアの倫理は、数多くの患者やサービス利用者に対してどのように資源を分配するかという決定を助けてくれないと述べる。バンクスによれば、公正、正義、公平といった論点は、専門職の果たす役割においてどれも等しく重要であるが、このことは看護よりもソーシャルワークの領域でより明らかだという（Banks 2001:49）。このような指摘からも推察されるように、ソーシャルワーク実践は看護領域に比べて伝統的な2大規範に支えられる部分が大きく、それゆえに公平や普遍化可能性を批判する「ケアの倫理」の受容がさほど進まなかったといえるのではないか。

ソーシャルワークにおいて「ケアの倫理」への関心が高まったのは1990年代に入ってからで、比較的最近のことである。それは、ソーシャルワークにおけるケア解釈の変化と平行して起こった。1990年に制定されたコミュニティ・ケア法以来、人びとのニーズはケア・マネージャーによって評価されることとなった。かくしてケアはパッケージ化されて供給されるものとなり、公的機関の管理下におかれることとなった。ケアが、管理や評価の対象となることによって、かつてのように愛や利他主義とケアを結びつける視点は後景に追いやられた。かかる政策展開が、英国のソーシャルワーカーたちに改めて「ケア」概念を見直す契機を与えたものと考えられる。

ここで、「ケアの倫理」の主張をもう一度確認し、それに向けられた批判を見ていくことにしよう。「ケアの倫理」は、従来の正義のアプローチ、すなわち公平と普遍化可能性を要請する倫理学説が、固有な人間関係から生まれた配慮や義務に着目できず、男性主義的で、形式的であり、人びとの具体的な生の実相に迫ることはできないとする。「ケアの倫理」は、従来の正義のアプローチが軽視してきたもの、すなわち、文脈、個性、関係性、ケアを重要視する。このような「ケアの倫理」の主張に対し、こんにちまでいくつかの批判がなされてきたが、なかでもクーゼ（1997）による批判がもっとも説得的で有力であると考えられる。

クーゼは、「ケアの倫理」が主張するような文脈の重視は、「ケアの倫理」のみならず功利主義者も行っており、その点において「ケアの倫理」と功利主義は同じ立場にたっている（Kuhse 1997:123-125）こと、同様に「ケアの倫理」の提唱者（この場合はノディングス）が強調する情緒的受容（affective receptivity）や熱中

すること（engrossment）についても、義務論や功利主義者もまたこの点に同意すると思われること（Kuhse 1997:134）などを挙げ、「ケアの倫理」を主張する人びとのいうように、公平にもとづく倫理原則のかわりに、部分的で個別的な原則を採用することについてはこれを明確に拒絶した（Kuhse 1997:137）。しかし、クーゼの批判の中でより重要なのは、「われわれはなぜケアを倫理の基礎とすべきなのか」という問いに対し、「ケアの倫理」の提唱者たちが的確に答えていないということであろう（Kuhse 1997:154）。この点が明らかにされないまま、公平や普遍化可能性を重んじる正義のアプローチを批判しても説得力に欠ける。筆者もこの点についてクーゼの見解に賛同する。

8. 意義と難点

以下では、これまで見てきた「徳の倫理」と「ケアの倫理」をソーシャルワーク倫理に導入することの意義について、整理しておきたい。本稿でも何度か述べたように、近年英国のケアマネジメント実践において、従来からソーシャルワーカーが行ってきた介入支援を抑制しようとする傾向が見られる。ケアマネジメント実践において、「ケアが必要な状態」にのみワーカーが働きかけるという考え方は、まさしくハウが「ポストモダン状況下のソーシャルワーク」の特徴として「深い解釈から表層的な行為へ」（Howe 1994:529）と述べたことに合致する。こうした傾向にあって、従来ソーシャルワーカーが依拠してきた価値基盤や「卓越性を有した援助専門職者が提供するケア」といった考えは掘り崩され、ケアと専門職者の人格とが切り離された。「徳の倫理」の主唱者たちが唱える「行為そのものに価値があるのではなく、行為する人間が徳を表出する」という主張は、ハウらケアマネジメント実践に肯定的な「ポストモダニスト」の主張する「行為する人から行為そのものへ」というというテーゼに真っ向から対立するものである。ソーシャルワークにおける「徳の倫理」の導入は、ケアやサービスを専門職者の人格から分離することによって、専門職者を統制しようとする動きに抗したものと見ることができる⁵。

そうはいっても、本稿で紹介したマクベスとウェッブの展開する「徳の倫理」の主張には、首肯しがたい面もある。本文中で指摘した「クライアントの善」と「ワーカーの善」をどう関連づけるかという問題のほかに、ワーカーの倫理判断の基準についても疑問が残る。マクベスとウェッブはカント主義や功利主義の形式性を批判し、「理性に基づいたカント主義者や功利主義者のやり方が、善き意志や善き人生の構想を欠いた人びとによって適用されたらたまったものではない」（McBeath and Webb 2002:1017）と述べるが、有徳なワーカーが状況に応じて倫理判断をすとしても、その判断が恣意的にならないためには何らかの倫理原則が必要であろう。マクベスとウェッブが構想するのはどのような倫理原則なのだろうか。

「ケアの倫理」に関していえば、ソーシャルワーク領域では、かつての論争のように「正義」対「ケア」という対立図式を前提とするのではなく、コミュニティ・ケアにおける専門職者統制の色合いの濃いこのところの政策動向を反映した論議が展開されている。たとえば、ソーシャルワークにおける「正義」と「ケア」の関係や、ギリガンの提唱する「ケアに結びつけられた責任」と、正義概念の中心である権利との関係などを考察した論考にそのことが示されているといえよう。

筆者が見るところ、「ケアの倫理」のもっとも重要な意義は、人間が不断にケアを必要とする存在であることを明示したことにある。ソーシャルワーク倫理の基盤をなす倫理学、道徳哲学を含む人文社会科学の諸領域で前提とされる人間像は「自立した個人」である。すなわち、カント主義的な「人格」概念に強く結びついた、理性的・合理的で自立した成人があるべき人間のモデルである。「ケアの倫理」は、そうした前提に根本から疑問を投げかけるものである。人間とはそもそもケアを必要とする脆弱な存在であること、また、ケアを必要とすること自体は何ら人間の価値を貶めるものでないことを「ケアの倫理」は告げている。そしてこのことを、

より根源的な形で示しているのは、もう一つの「ケアの倫理」ともいべきレヴィナスの思想である。

9. ケアの倫理を越えて

バンクスは、新たな4つの倫理アプローチの最後に、「『他者』概念に基礎づけられた倫理」を挙げ、そこでレヴィナス思想について言及している。レヴィナスの思想やその哲学については、難解であることも影響してソーシャルワークにおける直接的な言及はさほど多くない。むしろ、レヴィナスに依拠して独自の社会理論を展開するバウマンが引用されることが多い。以下もそうした例であるが、レヴィナス思想のポイントをよく掴んでいると思われる箇所であるため、ここに引用する。

[バウマンによればレヴィナスの考えは、] それぞれの倫理的行為者が全面的な責任の引き受けという関係のもとで生きる必要性について述べたものである。その関係においてはそれぞれがかけがえのない者である。またこの関係は、たとえば互恵的な行為を期待するといったような、いかなる資格や条件も必要としない。「他者」への倫理的応答はどこまでも限りなく、それは契約によって減じられるものでも強化されるものでもなく、もののように扱われることもなく、いつか完了するというものもない。すなわち、この関係は「他者」が誰であるとか、何をするかといったことに依るものではないのだ (Hugman 2005b:110)。

これに加え、レヴィナスの思想を理解する上で、筆者が重要と考える点を追加的に挙げておく。

- ① レヴィナスは認識に先立って「他者」からの呼びかけ（召喚）があるとする。それに対して呼びかけられた「私」は意志からも無条件に応答するものとされる。
- ② 「私」の応答とは他者に対する無限の責任である。
- ③ そこでの責任とは、「他者のために」身代わりとなることである。
- ④ レヴィナスは、われわれの認識形式が、原理的かつ不可避免的に他者を排除するものであるとみなす。

以上のようなレヴィナスの主張は、目の前の他者を暴力に晒してはならないという前-合理的で起源なき倫理的要請に対して応えることを、人間の条件として捉えるものである。その一方で、レヴィナス思想は「他者への際限なきケア」を実践的に要請しているようにも読めるため、この点においてはほぼ「他者の倫理」の主張と重なることになる。しかしながらより重要なことは——このことは、先の引用にもあった「いかなる資格も条件も必要としない」というくだりに関連するのだが——ひとことでいえば「私」の意志よりも（私の認識よりも）つねに他者が先行するという驚くべき事態をレヴィナスが告げているという点である。すなわち、「私」が「私」であることを認識するときには、あたかも地と図が分離するように、「私でないもの」（他者）から意識としての「私」が切り出されることが必要となる。「私」が他者を認識するというのは、他者から切り出された私が、切り出したあとの残余、かつて「私でないもの」（他者）であったその痕跡を認識していることになる。つまり、私が切り出されるためには、その前提として他なるもの（他者）がなければならず、同時に、図の前景化によってそれ以外のものが背景＝地として遠のくように、「私」という意識の前景化によって「他者」は残余／痕跡として後景に追いやられる。このように、後景に追いやった「私でないもの」（他者）がつねに「私」に先んじてあるということとともに、認識の営みが絶えず他なるもの（他者）の排除として行われることを、レヴィナスは喚起したのであった。かかる認識様式は、暴力のメタファとして捉えられることになる。そしてこの点がレヴィナスをソーシャルワーク倫理に引きつけて読む際の中心的な論点であると思うのだが、われわれのなかにある暴力への傾きを打ち破るためには、他者をヴァルネラブルな状態にしておかな

いという倫理に、われわれがはじめから捲き込まれていると考えることが必要となるのである。「倫理は存在論に先行する」というレヴィナスのテーゼは、人間の根源的な関係はケアの関係であることを示すものであり、認識論と存在論をともに批判することを通して、レヴィナスはクーゼの「なぜケアを倫理の基礎とすべきなのか」という問いに答えていると考えられる。

バンクスは、このようなレヴィナスの「倫理」を、狭義の倫理概念とは異なったものであり、いわゆる倫理学説とはいいがたいこと、むしろレヴィナスの倫理とは、倫理の起点を示すものであると明快に述べている（Banks 2004:94）。妥当な見解であろう。なお「ケアの倫理」と異なるのは、レヴィナスは、すべての他者に無限のケアを提供することはできず、不特定の他者にケアを提供する際には、正義による何らかの調停が必要となることを見越していた点である。つまり、レヴィナスはケアの規範が対面した二者関係の間で完全に行われたとしても、それ以外の第三者がこの世界に出現したときケアの規範は部分的に失効し、そこに「正義」の問題が生じると見ていたのである。

10. むすびにかえて

これまで見てきたように、ソーシャルワーク倫理において基礎的な学説と考えられてきた義務論と功利主義は、このところ、ケア、文脈、個別性、関係性などを重視する立場からの批判に晒されている。本稿では、義務論と功利主義を批判する立場のうち、「徳の倫理」と「ケアの倫理」に焦点づけ、それぞれの主張や向けられた批判、ソーシャルワーク倫理との関係を見てきた。そこから浮かび上がってきたのは、これらのアプローチが単独で義務論や功利主義に取ってかわることは困難であるということだった。ソーシャルワーク倫理の今日的課題に対応するために、義務論と功利主義は確かに十分有効であるとはいえないが、さりとてこれらが完全に無力化したとまではいえないのである。そのことは「徳の倫理」も「ケアの倫理」も、倫理判断をする際にはどこかで必ず公平性や普遍化可能性に訴えねばならないことから明らかであろう。ソーシャルワークにとって重要なことは、複雑な文脈を解きほぐし、倫理的判断が必要な部分を抽出した上で、公平という観点がどのような部分で必要となるのか、倫理的な決定にあたって複数の倫理原則を用いるのか、それとも1つの倫理原則を適用するのかなどを吟味することである。

また、「ケアの倫理」に対する根本的な疑問として提示された「なぜケアを倫理の基盤とすべきか」という問いに対しては、「倫理は存在論に先行する」というテーゼを掲げ、他者に対する全面的な責任の引き受けという倫理的要請に応えることを人間の条件とし、ケア関係を始原的な人間関係と措くレヴィナスの倫理がそれに答えるものであることを考察したが、紙幅の関係もあり、今回は論点の提示に留まった。レヴィナス思想をソーシャルワーク倫理へどのように適用していくか、およびソーシャルワークにおける「正義」と「ケア」の関係をどう整理し、レヴィナスに学びつつこれらをどのようにソーシャルワーク倫理に位置づけていくべきかという課題については、稿を改めて論じることとしたい。

〔注〕

- 1 嶺は主観的格率が普遍性を持ちえないならば、道徳法則が「つねに同時に普遍的立法の原理として妥当するよう行為せよ」と命じること自体に矛盾が含まれると指摘している。
- 2 「徳の倫理」によってソーシャルワーク倫理にも影響を与えたマッキンタイアは、一般には^{コミュニティリアン}共同体主義者として知られている。共同体主義の倫理は、公共善の卓越性に焦点をあてているが、この考え方は、「徳の倫理」と深く関わるものである。古代・中世哲学に根ざす「徳の倫理」は、特定の社会や共同体に共有されている「善き生」^{コミュニティリアン}についての理解を、倫理的に評価するための基盤となっているといわれる。英国においては、このところ共同体主義者の倫理が盛り返しているということも指摘されており、実際に英国のブレア政権下で実施された「社会的包摂」および「地域再生」に

焦点化した政策や数々のプロジェクトには、「新しい共同体主義者」の考え方が映し出されているといわれている。この点に関しては、Banks（2004）を参照。

- 3 フェミニストがなぜ「ケアの倫理」に着目したかといえば、それはケアが元来女性に期待され、もっぱら割り当てられてきた活動であるからにはほかならない。
- 4 この点につき、ソーシャルワーク領域ではほとんど「ケアの倫理」およびそれをめぐる議論の影響が見られなかったという意見もある。これについてはOrme（2002）を参照。
- 5 とはいうものの、これは英国的文脈に沿った解釈であり、「徳の倫理」そのものがソーシャルワーク倫理においてはたす役割や意義については、改めて吟味する必要がある。

〔文献〕

- 安彦一恵, 1999, 「近代から現代に至る倫理思想」有福孝岳編『エチカとは何か』ナカニシヤ出版, 79-96
- Banks, S., 2001, *Ethics and Values in Social Work*, 2nd ed., Basingstoke: Palgrave Macmillan
- , 2004, *Ethics, Accountability and the Social Professions*, Basingstoke: Palgrave Macmillan
- Becket, C. and Maynard, A., 2005, *Values & Ethics in Social Work*, London: Sage
- Gilligan, C., 1982, *In a Different Voice*, Cambridge: Harvard University Press
- Howe, D., 1994, 'Modernity, Postmodernity and Social Work' *British Journal of Social Work*, 24, 513-532
- Hekman, S., 1995, *Moral Voices Moral Selves*, Cambridge: Polity Press
- Houston, S., 2003, 'Establishing Virtue in Social Work: A Response to Mcbeath and Webb', *British Journal of Social Work*, 33, 819-824
- Hugman, R., 2003, 'Professional Values and Ethics in Social Work: Reconsidering Postmodernism?' *British Journal of Social Work*, 33, 1025-1041
- , 2003, 'Professional ethics in social work: living with the legacy' *Australian Social Work*, 56, 1, 5-15
- , 2005a, 'Looking Back: The View from Here' *British Journal of Social Work*, 35, 5, 609-620
- , 2005b, *New Approaches in Ethics for the Caring Professions*, Basingstoke: Palgrave Macmillan
- 児島亜紀子, 2004a, 「認識に先立つ召喚—レヴィナスから援助原理へ」社会問題研究第53巻第2号, 1-26
- , 2004b, 「『他者の—ために—死ぬこと』あるいは苛烈なる原理——レヴィナスから援助原理へ, ふたたび」社会問題研究第53巻第2号, 95-116
- , 2004c, 「主体・主体化あるいは専門知」社会問題研究第54巻第1号, 1-20
- , 2005, 「社会福祉学における主体をめぐる言説とその批判——レヴィナスの他者概念から」社会問題研究第55巻第1号, 37-51
- Kuhse, H., 1997, *Caring: Nurses, Women, and Ethics*, Oxford: Blackwell
- Lévinas, E., 1961, *Totalite et Infini*, Martinus Nijhoff (=1989, 合田正人訳『全体性と無限』国文社,)
- , 1978, *Autrement qu'être ou au-delà de l'essence*, Martinus Nijhoff (=1999, 合田正人訳『存在の彼方へ』講談社学術文庫)
- McBeath, G. and Webb, S., 2002, 'Virtue Ethics and Social Work: Being Lucky, Realistic, and not Doing ones Duty', *British Journal of Social Work*, 32, 1015-1036
- MacIntyre, A., 1984, *After Virtue*, 2nd ed., Norte Dame: University of Notre Dame Press (=1993, 篠崎榮訳『美德なき時代』みすず書房)
- 嶺秀樹, 1999, 「カントとドイツ観念論の倫理思想」有福孝岳編『エチカとは何か』, ナカニシヤ出版, 59-78
- Noddings, N., 1984, *Caring: a Feminine Approach To Ethics & Moral Education*, University California Press

Orme, J., 2002, 'Social Work: Gender, Care and Justice', *British Journal of Social Work*, 32, 815-830

田村圭一, 2001, 「功利主義と善の概念」『現代倫理学論集』(北海道大学大学院文学研究科哲学倫理学研究室)
31-42

Ethics based on contexts and relationships as an alternative in social work ethics: A departure from the two major norms

Akiko Kojima

Department of Social Welfare, School of Humanities and Social Sciences, Osaka Prefecture University

Abstract

This article debates the issue of social work ethics based on the developments in recent years in the U.K., examining deontology and utilitarianism within this frame from a critical point of view. This article proposes certain new ethics approaches which can be adopted after the deontology and utilitarianism paradigms have been the subject of much criticism since the 1990s owing in part to their formality. The proposed new approaches shall attach importance to specifics – contexts, relationships, individualities, concreteness, and care – while the existing theories of deontology and utilitarianism expend themselves on the upkeep of universalizability and impartialism. This article examines the statements and manifestoes of these new approaches, their relation to social work ethics and the theoretical issues, especially focusing on the areas of 'virtue ethics' and the 'ethics of care' which intimately affect social work ethics.

Key words: social work, ethics, virtue, others